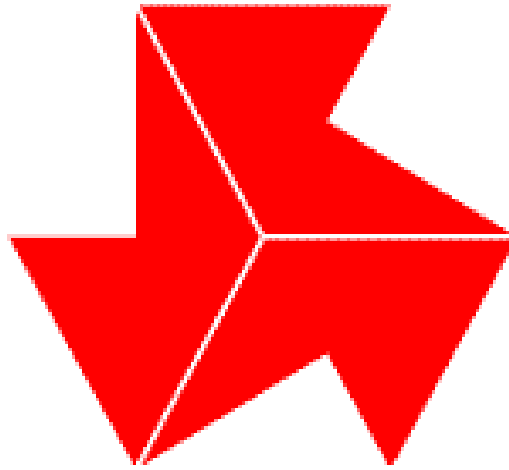


「県高体連主催事業」

(県総体・新人大会・一年生大会・定通大会 等)

危機管理マニュアル



宮崎県高等学校体育連盟

令和7年4月

「県高体連主催事業」危機管理マニュアル

〈目次〉

1 緊急時対応の基本的な考え方	P2
(1) 緊急事案	(5) 専門委員の派遣
(2) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止	(6) 報道機関への対応
(3) 競技会中止・中断等の協議	(7) 最終判断者
(4) 高体連事務局への報告	
2 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方《フロー》	P3
3 競技運営に当たっての注意事項	P4
(1) 緊急事案に備えての事前確認	
(2) 1日単位の競技運営の確認	
(3) 緊急時の対応体制：1日単位の競技運営の流れ《実施フロー図》	
4 非常変災等に対する予防及び対応	P6
(1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応	
(2) 落雷（降雨含む）に伴う対応	
(3) その他の災害への対応（①火山噴火 ②地震（津波） ③火災 ④光化学オキシダント）	
(4) 入場者、その他一般県民とのトラブル	
(5) 競技会開催中の気象情報等入手方法（参考）	
(6) 代替日の設定及び参加者への連絡	
5 医療等の予防及び対応	P9
(1) 食中毒発生時の対応について	
(2) 熱中症予防及び対応について（①暑さ指数WBGT ②暑さ指数の使い方）	
(3) 感染症（はしか・インフルエンザ・新型コロナウイルス等）の予防および対応について	
6 感染症予防に向けてのガイドライン	P11
7 個人情報及び肖像権に関わる取扱い	P12
8 盗撮等が疑われる行為への対応	P14
9 体罰NO！夢と感動を生み出す部活動	P16
10 様式	P17
(1) 事故報告書	
(2) 食中毒（疑い）・インフルエンザ、感染症（疑い）等報告書	

1 緊急時対応の基本的な考え方

(1) 緊急事案

競技会場等において以下の緊急事案・疾病等が発生した場合、現場において迅速に適切な対応を取るとともに、電話又はFAX等で競技専門部委員長が県高体連事務局に連絡する。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ア 災害（大雨、暴風、地震、落雷等） | オ 食中毒 |
| イ 事故（交通事故等） | カ 熱中症 |
| 人身事故等で傷病者が重篤な場合 | キ その他（感染症など） |
| ウ 病院搬送事例 | |
| エ 怪我 | |

(2) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案または疾病等が発生した場合、競技専門部は、その事案を勘案し110番、又は119番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

(3) 競技会等の中止・中断等の協議

緊急事案が発生した場合、専門部は、競技会の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議する。また、競技会等の開催に先立ち、中止、中断等の判断の手順を、予め決めておくこととする。なお、中断・再開した場合も含めて競技会の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に配慮し、午後8時までとする。

(4) 高体連事務局への報告

上記の事由により競技会の中止・中断等の協議を行った場合、専門部は、高体連事務局に報告を行うこととする。

(5) 専門委員の派遣

専門部は、必要に応じて専門部関係者を病院等に派遣する等、適切に対応するものとする。

(6) 報道機関への対応

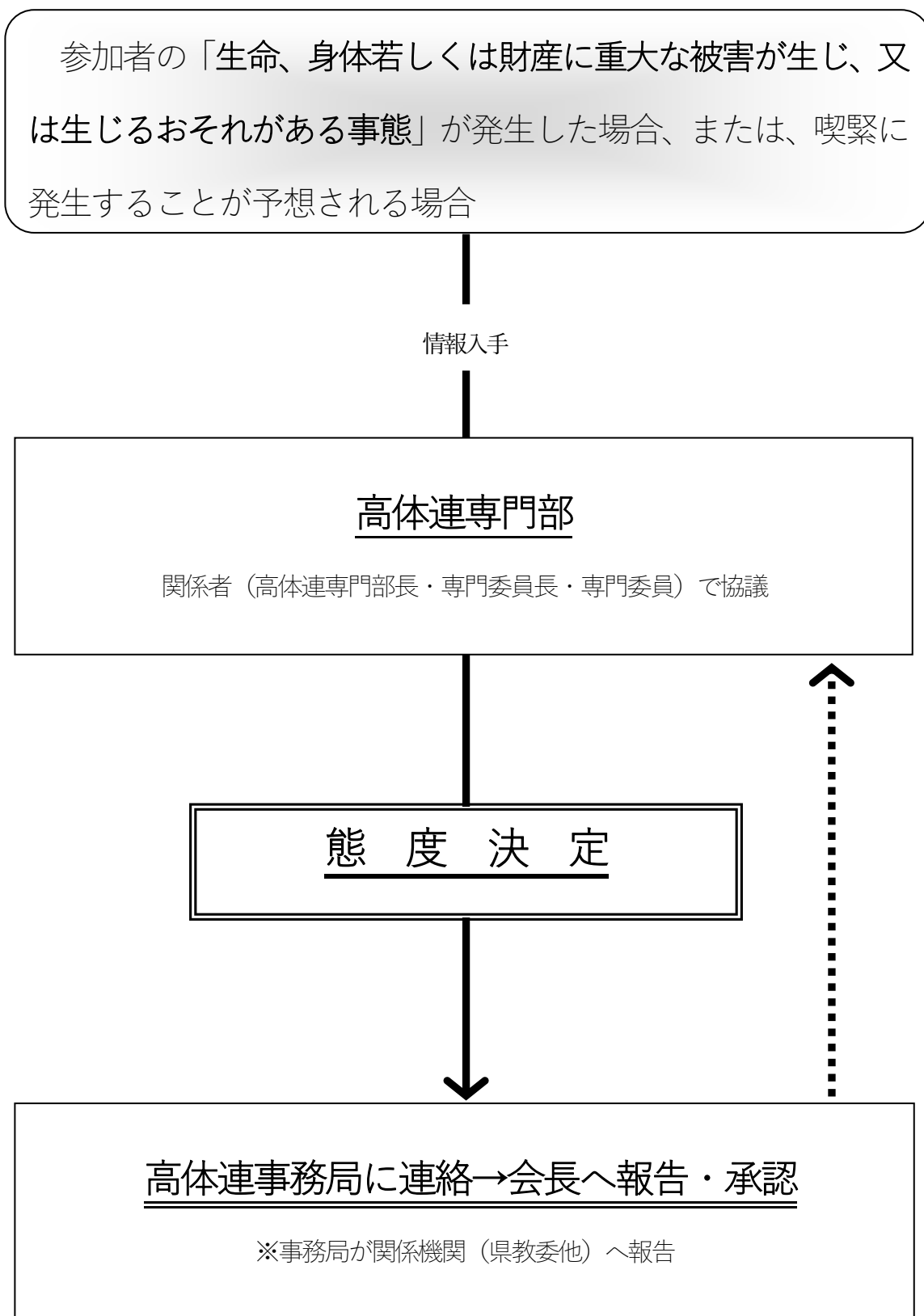
専門部は、必要に応じて報道提供資料を作成し、資料提供を行うこととする。なお、個人情報の取り扱いについては、十分注意をすること。

(7) 最終判断者

緊急時対応の最終的な判断については、競技専門部長が状況報告を行い、高体連会長が承認するものとする。

2 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方(フロー)

■ 競技等の中止等を検討しなければならない状況



※状況に応じて、大会終了後に高体連事務局もしくは高体連専門部から関係機関・関係者等に報告等を送付する。

3 競技等運営に当たっての注意事項

(1) 緊急事案に備えての事前確認

- ①専門部は、競技会場等における危険箇所の確認・解消、避難場所の確認、避難経路・非常口の確認、消火器等の設置場所・使用方法の確認、A E Dの設置場所の確認等を行う。
- ②役員・補助員は、緊急事案発生時に迅速かつ適切に対応する為、下記事項を確認しておく。
- ア 避難場所、避難経路、非常口等
 - イ A E Dの設置場所・使用方法
 - ウ 消火器の設置場所・使用方法
- ③会場設営等については安全対策を十分に行う。(テント設営における強風対策等)

(2) 1日単位の競技等運営の確認

- ①専門部は下記に示すことを基準に1日単位の競技運営の流れを定め各責任者等に周知しておく。
《実施フロー図参照》
- ②災害や事件・事故が発生した場合は専門委員長から高体連事務局へ報告すること。

連絡事項	連絡先	
	高体連事務局	報 道
災害(地震、台風等)	●	
事件・事故等	●	
競技の開始・終了	●	
競技結果	●	●
競技の中断・再開	●	
その他連絡事項	●	(内容により)

- ③開始時刻については、原則、学校勤務時間を遵守したうえで設定すること。
- ④補助員の集合、解散時刻については、健康面・安全面に十分留意し設定すること。競技時間の延長、荒天時等による競技中断等があっても、補助員の安全管理上、業務終了時刻(会場での解散時刻)を午後8時とし、厳守すること。※競技の終了時刻：午後8時

(3) 緊急時の対応体制

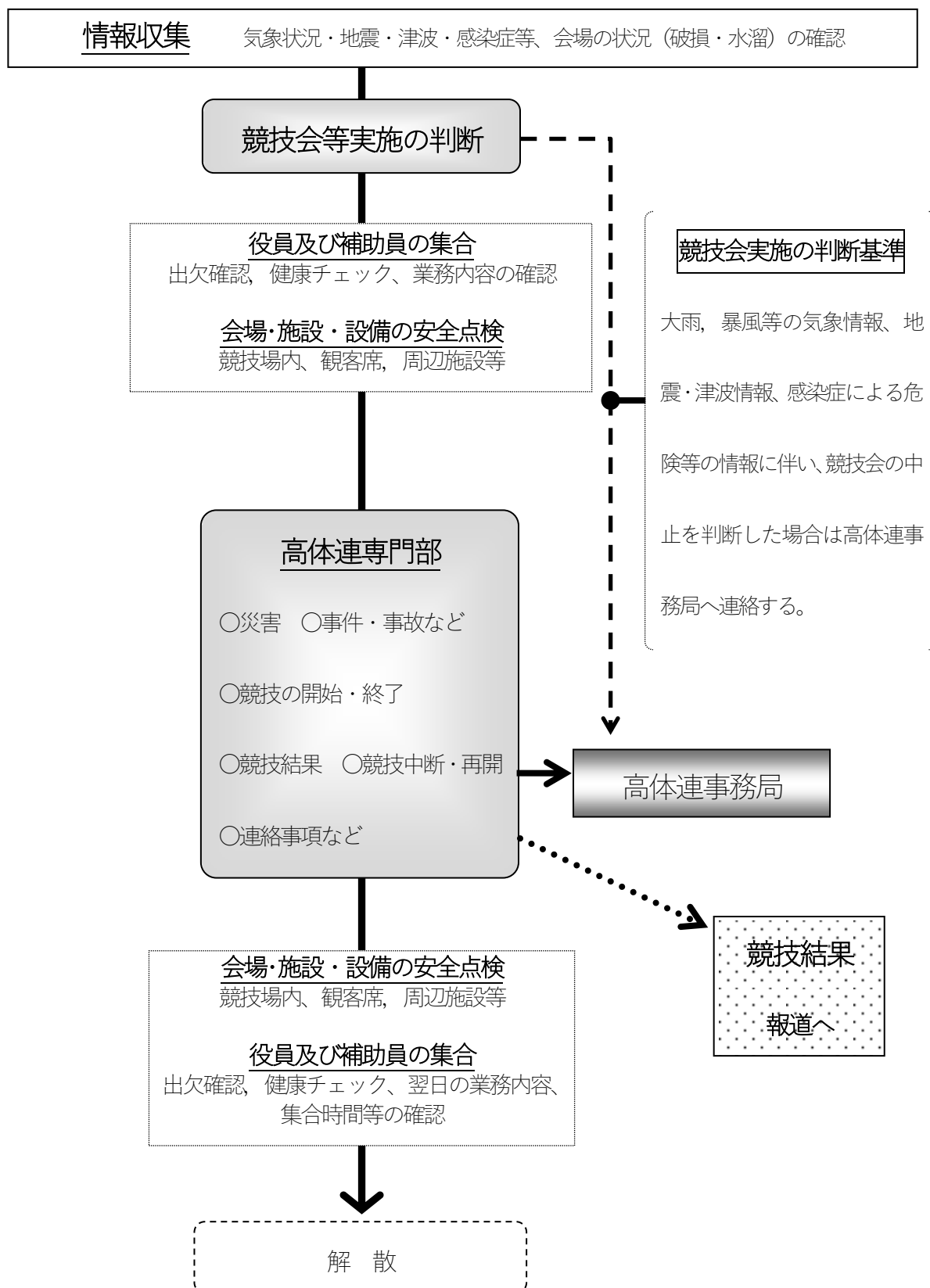
競技等運営に支障が発生した場合に備えて、専門部ごとに対応マニュアルを作成しておくこと。

(例)

- ・競技運営対応マニュアルの作成
- ・非常変災等による役員・補助員等が会場に到着できない場合の対応マニュアルの作成

1日単位の競技運営の流れ《実施フロー図》

(例) 宮崎県高体連 ○○専門部



4 自然災害等に対する予防及び対応

(1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応

①情報収集

高体連専門部は、テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や暴風等の気象情報を随時確認・収集する。

②開催の有無を判断する時刻に警報等が「発令されている」場合

事前に設定した時刻(例：競技開始3時間前等)において、大雨警報、又は暴風警報(風速20m/s以上)が発令されている場合は、原則として、競技会を中止とする。(ただし、午後2時以降に競技を実施する可能性がある場合は、以下の③④の通りとする。)中止等の判断については、各チーム、関係機関、役員・補助員等には迅速に連絡をする。

③午後2時までに警報等が「解除された」場合

午後2時までに大雨警報、又は暴風警報が解除された場合は、警報解除後に、各チーム、関係者、役員・補助員等を速やかに集合させ、大会開催の準備が整い次第、競技を開始することができる。(競技開始、再開の場合も事前に設定した終了時刻を厳守すること。)

④午後2時の段階で警報等が「解除されていない」場合

午後2時の段階で大雨警報、又は暴風警報が解除されていない場合は、それ以降に解除されたとしても、その日の競技会は原則として中止とする。

(2) 落雷（降雨含む）に伴う対応

①競技大会前の事前準備

参加者の安全を確保するために、落雷等の急激な気象状況の変化に対して、大会前に以下の準備をする。

- ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定（特に屋外競技）
- イ 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定
- ウ 継続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定

②競技の中断・中止等の判断

専門部(主に屋外競技)は、落雷の気象状況変化の情報（雷ナウキャストなど）を早期に収集し、事前に定めた方法により競技の中断・中止等を適切に判断する。また、必要に応じて参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行う。

※落雷の場合、雷鳴が聞こえる距離（約10km）の範囲内は、その場に落雷する可能性があるため、直ちに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車・バスの内部）へ避難する。

(3) その他の災害に対する対応

①光化学スモッグ注意報

光化学スモッグ（オキシダント）の濃度が高くなると、人によっては目や喉の痛み、吐き気等の健康被害が発生する可能性があるため、HP等から情報を収集し、対応にあたること。

ア 注意報の発令

光化学スモッグ注意報は、県内各地域にある測定点のうち、1つでも大気中におけるオキシダント濃度が1時間値0.12ppm以上である状況になり（測定点がない地域については、周辺地域における測定点の状況により）、気象条件からみて、その状態が継続すると認められたときに発令されます。

イ 注意報発令後の対応

大会参加者の健康状態の監視を継続するとともに、光化学オキシダントによるものと思われる健康被害の報告があった場合は、競技を一時中断し被害の拡大防止に努める。

ウ 被害発生時の対応

実施本部は、競技会場において光化学オキシダントによると思われる健康被害の報告があった場合は、次の措置を行う。

- ・目やのどに刺激や痛みを感じた場合は、洗眼や洗顔、うがい等を行い屋内や日陰などで静養させる。
- ・頭痛や手足のしびれ、吐き気、呼吸困難、失神などの症状が生じた場合は、医療機関に搬送する。
- ・被害の発生状況について、速やかに大会本部へ報告するとともに、関係機関の調査に協力する。

②地震

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定

イ 地震発生後のアナウンス（例）

「ただいま地震が発生しましたので、競技会を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。」

※ 津波警報（注意報）が発令された場合のアナウンス

「ただいま津波警報（注意報）が発令されましたので、競技会を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせまで、しばらくの間、そのままお待ちください。（又は、皆様の安全のため、競技会を中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始してください。）」

ウ 被害状況の確認

- ・施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。また、テレビ、ラジオ、インターネット等により地震情報を確認し、合わせて関係者に伝達する。

エ 被害が発生した場合、又は震度4以上の場合

- ・火災発生の場合は初期消火に当たる。
- ・施設破損の場合→現場を確認し、危険な場合は観客等が立ち入らないようにする。

- ・負傷者が発生した場合、負傷者を処置する。
 - ・重症傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行った上で、119 番通報して、救急車の出動を要請する。
- オ 専門部は、被害状況等を基に競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。
- カ 専門部は、被害の状況等を勘案して、大会参加者を避難させる。

③火災

- ア 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼びかける。
- イ 非常ベルを押し、施設管理者に通報する。
- ウ 専門部は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。
- エ 消防隊員が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。
- オ 負傷者が発生した場合、負傷者を搬送する。
- カ 専門部は、火災及び被害の状況等を基に、競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

(4) 入場者、その他一般県民等とのトラブル

入場者やその他一般県民等とのトラブルが発生した場合は、現場の様子を確認のうえ、臨機応変に 110 番通報する。

(5) 競技会開催中の気象情報等入手方法（参考）

情報	情報元・連絡先等
天気一般（大雨・暴風等）	・ 地方気象台ホームページ ・ 地方気象台 観測予報課
台風	・ 気象庁ホームページ（台風情報） http://www.jma.go.jp/jp/typh/
雷	・ 気象庁ホームページ（雷注意報） https://www.jma.go.jp/bosai/warning/ ・ 雷ナウキャスト（気象庁） https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
地震（津波）	・ 気象庁ホームページ（地震情報） http://www.jma.go.jp/jp/quake/
紫外線	・ 気象庁ホームページ（紫外線情報分布図） http://www.jma.go.jp/jp/uv/
光化学オキシダント	・ 環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 http://soramame.taiki.go.jp/
新燃岳火山噴火	・ 気象庁ホームページ（新燃岳火山情報） http://www.jma.go.jp/jp/jma/meru/shinmoe

(6) 代替日の設定及び参加校への連絡

競技会を中止した場合、全国大会等への代表権がかかっており、代替日を設定する必要がある場合は、学校行事等を十分考慮する。なお、代替日は原則として週休日に設定する。週休日の設定が無理な場合は高体連事務局に相談し、参加校へは専門部長名で連絡する。

5 医療等の予防及び対応

(1) 食中毒発生時の対応について

医療機関で、食中毒若しくは食中毒の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合、【別紙 A】の対応を行う。また専門部は、その状況について高体連事務局へ報告する。【別紙 2】

(2) 熱中症予防及び対応について

専門部は、大会参加者に対して、配布物等で熱中症予防に関する注意喚起を行う。

《例》「参加者へのご案内」、チラシなど

① 暑さ指数 WBGT (WBGT: Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度))

熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数 (WBGT) は人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射 (ふくしゃ) など周辺の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標です。暑さ指数 (WBGT) は乾球温度計、湿球温度計、黒球温度計を使って計算されます。

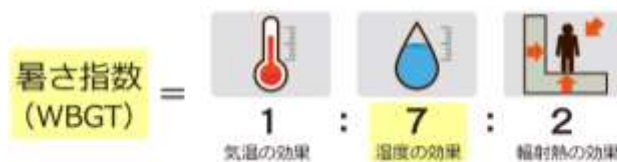
② 暑さ指数の使い方

暑さ指数 (WBGT) は労働環境や運動環境の指針として有効であると認められ、ISO 等で国際的に規格化されています。

運動に関する指針

(公財) 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35°C 以上	31°C 以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31~35°C	28~31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20 分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28~31°C	25~28°C	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30 分おきくらいに休憩をとる。
24~28°C	21~25°C	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C 未満	21°C 未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。



暑さ指数 (WBGT) の予想値が 33°C 以上になった場合、前日の 17 時及び当日 5 時頃、「熱中症アラート」が発表されます。

(3) 感染症 (はしか・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等) の予防及び対応について

① 感染症の予防について

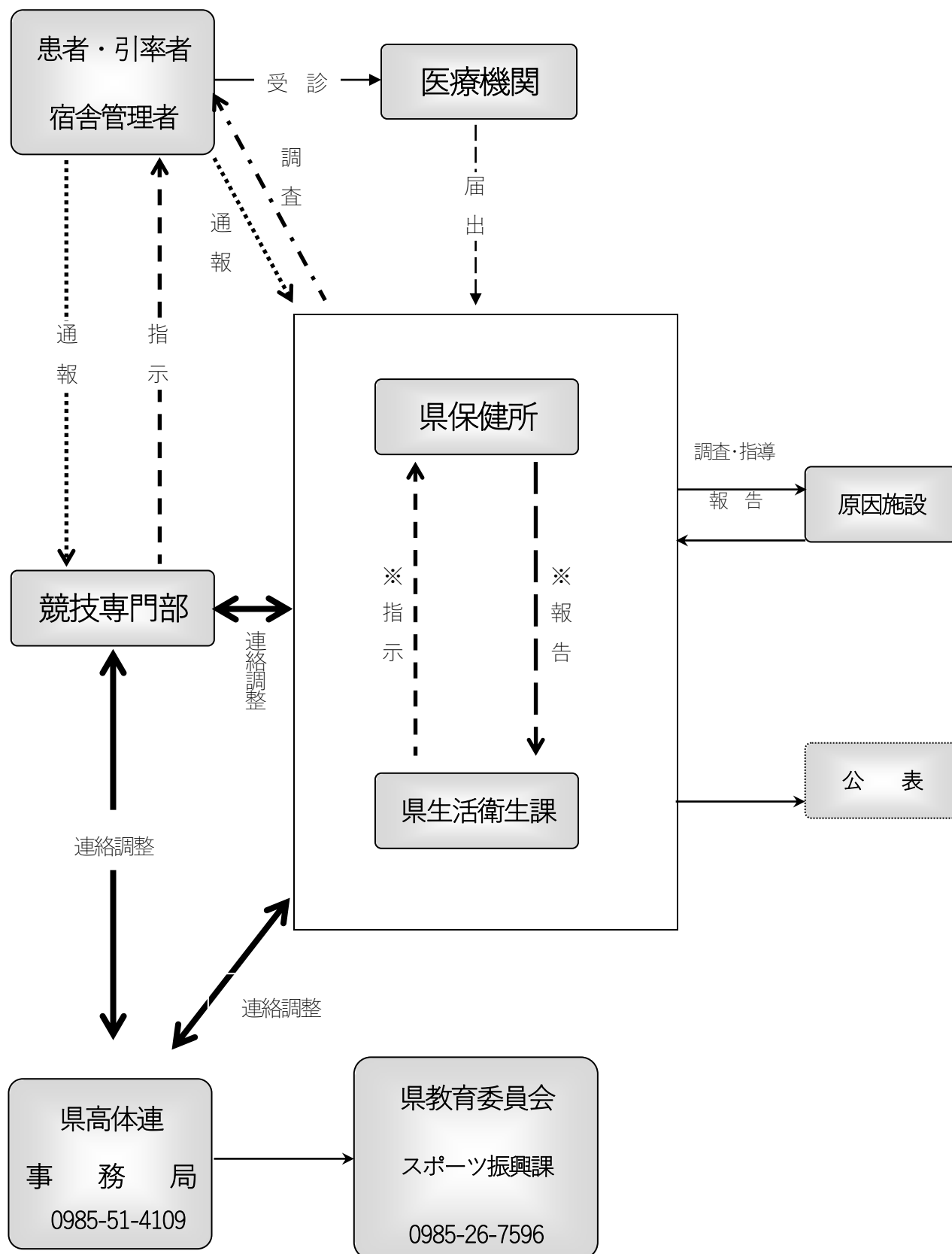
大会開催前に選手の体調管理の指導を行うよう注意を促す。

② 感染症の発生時における対応について

ア 医療機関で、はしか又はインフルエンザに感染若しくは感染の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合、専門部は、その状況について高体連事務局へ報告する。【別紙 2】また、濃厚接触による二次感染者の確認を行い、その対応等については、高体連事務局や関係機関 (県教育委員会、医療機関、所轄保健所等) の指示を受けて対応し、集団感染の拡大防止に努める。

■緊急時の連絡体制

○食中毒（疑い）、感染症（疑い）等発生時の措置体制



6 感染症予防に向けてのガイドライン【状況に応じて、変わる可能性があります】

基本的な考え方

- 国や日本スポーツ協会などが示すガイドライン等を基本とする。
- 競技別の感染症拡大防止対策は、競技特性に応じた対応の必要性から、当該中央競技団体が示す内容を最大限尊重する。
- 競技別感染症拡大防止対策は、開催地と競技専門部間による連携のもと、内容等の整理をする。

新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応

- 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快してから1日間は出席停止（出場不可）
 - *解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。
- 濃厚接触者の特定は行わない。濃厚接触者と思われる者の自宅待機も行わない。

大会参加・運営に向けて、日常的な感染対策について

- 健康観察、換気の確保、手洗い等の手指衛生、咳エチケット指導などは継続して行う。
- マスク着用は個人判断とする。大会本部からマスク着用やその他制限を求められる場面では、その指示に従うこと。
- 黙食は一律には求めない。
- 各学校は大会前及び大会期間中の大会参加者（関係職員、関係生徒等）の健康観察を行うなどし、体調管理に努めること。

新型コロナ感染症の感染拡大防止策の概要

- ※ガイドラインについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況、社会状況などに応じて、随時改定されますので、最新の情報をご確認、ご活用ください。
- ※本方針の記載事項が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の全てを網羅したものではありません。信頼できる関係機関が発信する情報を常にご確認いただき、十分な対策を講じていただきますようお願いいたします。
- ※本方針に記載のない事項が、必ずしも対策が不要ということではありません。競技会場や参加人数など、状況に応じ対策が必要となる場合があります。

<中央競技団体作成ガイドライン><https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid1278.html>

中央競技団体が作成したガイドラインは以下の各競技団体のホームページを参照してください。

- 公益財団法人日本陸上競技連盟 ●公益財団法人日本サッカー協会 ●公益財団法人日本バレーボール協会
- 公益財団法人日本テニス協会 ●公益財団法人日本ホッケー協会 ●公益財団法人日本レスリング協会
- 一般社団法人日本ボクシング連盟 ●公益財団法人日本ハンドボール協会 ●公益財団法人日本体操協会
- 公益財団法人日本バスケットボール協会 ●公益財団法人日本セーリング連盟 ●公益財団法人日本卓球協会
- 公益財団法人全日本柔道連盟 ●公益財団法人日本ウエイトリフティング協会 ●公益財団法人全日本弓道連盟
- 公益財団法人日本自転車競技連盟 ●公益財団法人日本ソフトテニス連盟 ●公益財団法人日本相撲連盟
- 公益財団法人日本馬術連盟 ●公益財団法人日本フェンシング協会 ●公益財団法人日本バドミントン協会
- 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 ●一般財団法人全日本剣道連盟 ●公益財団法人全日本空手道連盟
- 公益財団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 ●公益財団法人全日本なぎなた連盟
- 公益財団法人日本武術太極拳連盟 ●公益財団法人日本パワーリフティング協会
- 一般社団法人日本拳法競技連盟によるガイドライン ●公益財団法人全日本アーチェリー連盟

7 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

個人情報保護法の施行に伴い、宮崎県高等学校体育連盟（以下、本連盟）は、主事業である高等学校におけるスポーツの普及・振興を図るうえで、個人情報及び肖像権の保護が重要であると認識し、この方針を定め、本連盟加盟校及び関係者に周知徹底するとともに、確実に実行することとする。

（１）本連盟の個人情報及び肖像権の保護方針の目的

確実な個人情報及び肖像権の保護を実現し、加盟校生徒及びその保護者への継続的な安心を提供する。

（２）個人情報とは

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる全ての情報をいう。具体的には氏名、性別、生年月日、住所、身長、体重等とする。

（３）個人情報及び肖像権の取り扱いについて

本連盟は、個人情報及び肖像権の取扱いについて、適切かつ慎重に取り扱う。

①個人情報の収集について

個人情報を収集する際には目的を明確にし、その達成のために必要な限度において、適正かつ公平な手段を用いる。なお、本連盟で取り扱う個人情報の目的は以下の通りである。

- 加盟校における運動部の指導者・参加生徒の参加資格、状況把握のため。
- 本連盟の主催競技大会を開催するため。
- 全国高等学校体育連盟・九州高等学校体育連盟が主催・共催・後援する競技大会に参加するため。
- 大会競技結果の記録・管理を行うため。
- 行政機関の求めに応じ、個人情報を統計的に処理するために必要な業務、または各補助金事業を行うため。
- 組織運営上必要な文書の郵送・電話・メール等での連絡のため。なお、卒業後の生徒に関しても必要に応じ利用することがある。

②肖像権の取扱いについて

- 大会本部に認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。
- 大会本部に認められた報道機関等が撮影した映像が、録画放映及びインターネット等に配信されることがある。また、DVD等に編集され、配布されることがある。
- その他、大会本部の許可に基づき、許可を受けた写真撮影企業等によって撮影された写真等が公開及び販売されることがある。

※大会会場に会場した場合には本規程に承諾したものとみなします。

③個人情報の利用について

個人情報を収集する際には、加盟校を通じて生徒・保護者が同意を与えた目的範囲内で利用する。

④個人情報の提供及び委託について

個人情報を第三者に提供または委託する場合は加盟校生徒・保護者が同意を与えた収集目的の範囲内でこれを行う。

(4) 安全対策の実施について

本連盟は、個人情報保護の正確性および安全性の確保に努める。

(5) 加盟校生徒・保護者の権利の尊重

本連盟は、加盟校生徒・保護者の権利を尊重し、開示・訂正、削除、又は利用もしくは提供の拒否を求められた時は、速やかにかつ確実に応じる。

宮崎県高等学校体育連盟が公表を考えている個人情報

1 情報の種類

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大会要項 | 役員・審判員・発表者の氏名・所属名 |
| (2) 大会プログラム | 生徒の氏名・学校名・学年・性別・ポジション
(競技によっては身長・体重) |
| (3) 大会結果 | 生徒の氏名・学校名・学年・性別・記録等 |
| (4) 選手団名簿 | 役員・監督等の競技種目・氏名・所属名
生徒の氏名・学校名・競技種目・学年・性別 |
| (5) 写真の掲載 | 生徒の氏名・学校名・競技種目・学年・性別・記録 |

2 使用の目的

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大会要項 | 大会や講演会・研修会等の開催のため |
| (2) 大会プログラム | 大会等開催の案内や紹介のため |
| (3) 大会結果の公表 | 報道機関への提供や高体連関係冊子への掲載のため |
| (4) 選手団名簿 | 選手団名簿の作成や報道機関への提供のため |
| (5) 写真の掲載 | 高体連年報及びホームページへの掲載、広報活動全般のため
県教育委員会への情報提供のため |

大会（練習等）の動画等を投稿するうえでの注意

- 1 主催者が認めている特定の方のみ動画の撮影・投稿ができます。
主催者は、どこに（Youtube、X等）、誰が（認めている方の名前）投稿するのかを要項等に明記してください。
- 2 主催者が認めた場合でも、他の観客の肖像権やその他著作物が動画等に含まれていないか十分注意することも必要です。主催者は、観客（保護者等）や撮影をしている方にも周知する必要があります。（チラシやアナウンスでの周知）

他者の著作権を侵害した場合、民事上の責任として差し止め請求や損害賠償請求を受ける可能性があり刑事上の責任としては10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金を科される法的責任を負います

8 盗撮等が疑われる行為への対応

アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止の取り組みについて

アスリートの盗撮、 写真・動画の悪用、 悪質なSNS投稿は 卑劣な行為です。

スポーツは、子供から大人まで誰もが楽しめるものです。そのためにも安心してスポーツに取り組める環境を守っていく必要があります。盗撮はもちろん、アスリートの写真・動画を使用した性的目的のSNS投稿やWEB掲載は、アスリート、更には多くのファン、家族、関係者を傷つける絶対に許されない卑劣な行為です。すべてのアスリートが競技に集中し、スポーツを心から楽しめる環境を守るため、スポーツ界全体でこの問題に取り組みます。

- ▶ 大会における盗撮防止事例を共有し、各大会での防止策の取り組みを後押しします。
- ▶ 研修等を通じ、アスリート自身がネットやSNSで身を守る必要性を啓発していきます。
- ▶ SNS投稿やWEB掲載の実態把握に努め、関係機関に共有していきます。

この問題を解決するには皆様のご理解が欠かせません。

これからも安心してスポーツができる環境を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。

安全な環境を、すべてのスポーツ愛好者のために。 SAVE ATHLETES, SAVE SPORT.

大会会場で盗撮等が疑われる行為を見かけましたら大会主催者にお知らせください。

アスリートを傷つける性的目的のSNS投稿やWEB掲載を見かけましたら下記サイトよりご連絡ください。
今後の対応に活用するとともに、悪質な事例については当局への通報も検討します。

<https://www.joc.or.jp/about/savesport/>



- ▶ 盗撮は迷惑防止条例で犯罪として処罰される可能性があります。
- ▶ SNS等で本人の名誉を傷つける書き込みは犯罪(名誉毀損罪)として処罰される可能性があります。
- ▶ 匿名による投稿であっても、法的手続きにより、投稿者が特定され、損害賠償請求の対象になる可能性があります。

公益財団法人 日本オリンピック委員会 公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 一般社団法人 大学スポーツ協会
公益財団法人 全国高等学校体育連盟 公益財団法人 日本中学校体育連盟 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

アスリートの盗撮については、室内競技や屋外競技等の競技特性や、大会の規模などによって状況が異なるため、これまで競技毎に対応してきました。しかしながら、単一競技団体だけの対応には限界があります。また、SNS 等のツールの発達に伴い、競技大会等での盗撮に留まらず、通常の競技写真に卑猥な言葉を加えて投稿・拡散する等、性的目的の写真・動画の悪用が多様化している状況にあります。こうしたことを背景に、改めてアスリートが安心して競技に取り組める環境を守る姿勢を明確にすることが、多くの方にスポーツに親しみ楽しんでいただくうえで不可欠と考えて、アスリートを支える立場であるスポーツ関連団体（公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、一般社団法人大学スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟、公益財団法人日本中学校体育連盟、独立行政法人日本スポーツ振興センター）が協力し、スポーツ界全体でこの問題に取り組むこととしました。

盗撮はもちろん、アスリートの写真・動画を使用した性的目的の SNS 投稿や WEB 掲載は、純粋に競技に打ち込むアスリートを傷つける行為です。そのため、今回の問題を検討するにあたり、これらを、「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント」と位置付けました。

すべてのアスリートが競技に集中し、スポーツを心から楽しめる環境を守るため、まずはスポーツ界でできる取り組みを行います。しかしながらこの問題を解決するためには、ファン、関係者はもちろん、メディアを含めた多くの皆さんの協力が欠かせません。これからも安心してスポーツができる環境を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。

○大会会場で盗撮等が疑われる行為を見かけましたら大会主催者にお知らせください。

○アスリートを傷つける性的目的の SNS 投稿や WEB 掲載を見かけましたら本ページのフォームよりご連絡ください。

盗撮は迷惑防止条例で犯罪として処罰される可能性があります

SNS 等で本人の名誉を傷つける書き込みは犯罪（名誉毀損罪）として処罰される可能性があります

匿名による投稿であっても、法的手続により、投稿者が特定され、損害賠償請求の対象になる可能性があります

報告フォーム

本フォームでは、今後の対応を検討するための実態把握を目的に、アスリートを傷つける性的目的の SNS 投稿や WEB 掲載の情報提供をお願いしております。

ご提供いただいた情報は今後の対応に活用するとともに、悪質な事例については当局への通報や、関係機関への共有をする場合もございます。

[報告する](#)

※外部のサイトが開きます

※J O C（公益財団法人 日本オリンピック委員会）HPより

【体罰 NO! 夢と感動を生み出す部活動】

1 指導者としての心得

- 暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であることを自覚する。
- 暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。
- スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努める。
- フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

2 組織的な取り組みの推進

暴力行為「しない、させない、許さない」

「しない」

職員会議や研修会、部顧問会、各競技での監督会議等あらゆる機会を捉えて、体罰禁止を周知徹底する。

「させない」

部活動指導では顧問教諭の指導に頼りがちなため、閉鎖的・独善的な指導に陥ることのないよう、校内体制や指導体制を確立する。

「許さない」

暴力的指導を受容する意識や態度の変容を促すため、教職員と家庭が連携した取り組みを推進する。

事故報告書

報 第

報告時間：令和 年 月 日（ ） 時 分

競技会名 (専門部名)	【 () 競技専門部 】大会			
発生日時	月 日 () 時 分 頃			
発生場所				
報 告 者	氏名：	携帯：() —		
	区分： 専門委員長 ・ 監督 ・ 引率教諭 ・ その他 ()			
事 故 者	学 校 名	高等学校	学年	
	ふ り が な 選 手 氏 名	年齢 () 歳		
	保 護 者 名			
	連 絡 先	() —		
発生状況				
発生後の 処置				
受診 医療機関	医療機関名	TEL () —		
送信先	宮崎県高体連事務局 TEL：(0985)51-4109 FAX：(0985)51-4298 MAIL：info@miyazaki-koutairen.com			

※FAX送信とともに、電話連絡を必ずすること。

※本用紙をあらかじめコピーし、第1報から2報、3報と報告し、最後は必ず最終報として報告すること。

食中毒（疑い）・インフルエンザ、感染症（疑い）等報告書

令和 年 月 日

県高体連会長 殿

専門部名	競技専門部
担当者名	
TEL	() —

下記のとおり、発症者がいますので報告します。

情報を受けた月日		月 日 () 午前・午後 時 分
届出・通報者の情報等	住 所	
	氏 名	医療機関：() 病院 ・ 医院) T E L : () —
初診月日		月 日 () 午前・午後 時 分
発生月日		月 日 () 午前・午後 時 分
発生場所		
患者（発症者）数		
患者（発症時）の情報		学校名：() 学校 感染者：() 人／感染の疑いのある者：() 人
主な症状（○で囲む）		●吐き気、嘔吐：() 回 ●腹痛、下痢：() 回（軟便・水様・血便）： ●発熱：() °C、頭痛、悪寒、その他
<u>概 要</u> ①いつ、どこで、だれがどうしたかを記入すること。 ②学校の場合は責任者の氏名・職名・携帯電話番号・連絡方法等を記入すること。 ③その他参考となるものを記入すること。		